

空とみどりが人をつないでいくまち 中標津

中標津町コミュニティ・スクール ～地域とともにある学校づくり～

令和4年2月 中標津町教育委員会

「部活動地域移行」について（情報共有）

1. 部活動における地域移行の背景

部活動の指導をめくり、教員の長時間労働の原因や指導経験がない教員の負担になっているという声が上がっていることから、文部科学省は「学校における働き方改革推進本部」で、休日の部活動については民間のスポーツクラブや芸術団体などに運営を移行している方策を示しました。つまり、「教員の働き方改革」の一環で部活動の地域移行が進められています。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要（文部科学省資料）

部活動の意義と課題

- 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

2. 部活動の位置づけ

学習指導要領に、次のように明記されています。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること**。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（中学校学習指導要領 第1章「総則」第5の1ウより抜粋）

学習指導要領では、生徒の自主性を尊重すること、スポーツ・文化等に親しませることなど「教育の論理」を重視した記述になっています。しかし、少年団活動を含め「大会等で顕著な成績をおさめることを目指す」等の「競技の論理」を重視した活動も見られます。「部活動は何のためにやるのか」という目的を学校と地域が改めて確認し、共有していく必要があります。

3. 地域移行における運営主体は？

「学校における働き方改革推進本部（第4回）」資料によると、部活動の地域移行の際の主な運営主体は、次のように明記されています。

- ・地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる。
- ・こうした地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運用が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。

（「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」資料 2-3 より一部抜粋）

つまり、文部科学省やスポーツ庁が考える“運営主体”とは、総合型スポーツクラブや民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等といった地域主導で立ち上げられている団体を想定しています。しかし、地域の実情もありますので、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会での判断ということになります。

4. 部活動の地域移行に関する問題点

令和3年10月、スポーツ庁で「部活動の地域移行に関する検討会議（第1回）」が開催されました。この会議では、部活動の地域移行において、次のような問題が起こるものと想定し、検討されています。

①部活動の地域での受け皿 ②指導者 ③施設 ④大会 ⑤会費 ⑥保険 ⑦関連諸制度等の見直し

令和5年度から地域移行を段階的に行うといっても、具体的にどのような仕組みで、どのような方式で行うのか、ということについては、まだ検討段階にあります。

「学校部活動」という概念を残したまま地域移行するのか？

それとも、「学校部活動」という概念そのものがなくなるのか？

学校部活動がどのように地域に移行するかで、対応は変わってきます。国は、こうした課題を整理・検討している状況です。

5. 中標津町はどうする？

以上のことを踏まえ、中標津町はどうしていくのが良いのか？ 今後、関係団体と協議をしながら進めていくことになります。

学習指導要領上、部活動は生徒の自主的、自発的な活動とされています。生徒がどう思い、どう活動することが良いのか意見を聞くことも必要だと考えています。

地域の良さ、魅力、メリット、課題などを踏まえ、部活動をどうしていくのが良いのか、令和5年度の部活動の地域移行実施に向け、学校や地域の関係団体と協議しながら進めていきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【問い合わせ先】 中標津町教育委員会学校教育課・指導室

住所：中標津町丸山2丁目2番地

電話：0153-73-3111 / FAX：0153-72-7757